

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	1 1 T 9 1 A E 0 0 0 4
	調 達 要 求 年 月 日	3 . 6 . 3 0
	作 成 部 課	化学部 補給計画課
	作 成 年 月 日	3 . 6 . 2 3
品 名	除染剤 2 号 (高度さらし粉粒状)	
仕様書番号	HC-K110025G	
<p>指定事項：</p> <p>仕様書 4.1 包装</p> <p>外装はプラスチック段ボール容器とする。</p>		

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	6850-105-7546-5	仕様書番号
除染剤2号（高度さらし粉粒状）	HC-K110025G	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作成	平成10年 3月26日
	変更	平成27年 7月24日
	作成部隊等名	補給統制本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する除染剤2号（高度さらし粉粒状）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

UNマーク

“危険物船舶運送及び貯蔵規則”に定める危険物の容器に表示する記号であり、“危険物容器検査証”に示す表示記号をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JSIA 07-1	次亜塩素酸カルシウム（高度さらし粉）
JSIA 07-2	次亜塩素酸カルシウム試験方法（高度さらし粉試験方法）
JIS Z 1702	包装用ポリエチレンフィルム

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和54年運輸省告示第549号）

2 製品に関する要求

2.1 成分

成分は、JSIA 07-1に規定する次亜塩素酸カルシウム（高度さらし粉）とする。

2.2 性能

性能は、表2による。

表2-性能

項目	規定
形状	白色粒状
有効塩素含量	% 70以上

2.3 内容量

内容量は、20 kg入りとする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、表3によるほか、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

表3—検査

検査項目	試験方法	判定基準	判定要領
形状	目視による。	変色及び異物の混入がなく、 2.2の規定を満足するものとする。	社内検査成績書による。
有効塩素含量	J S I A 07-2による。		

3.2 ロットの大きさ

ロットの大きさは、一製造設備において同一原料を用い、同一の条件で製造される数量とする。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表4によるものとする。また、外装の指定は調達要領指定書による。

表4—包装

区分		包装の方法
内装		内装は、厚さ約0.1 mmのJ I S Z 1702の2種Aの袋に、20 kgを詰めるものとする。
外装	バケツ形容器	a) 形状は、容量20 Lの蓋付きバケツ形を標準とし、人力運搬用の取っ手を有するものとする。 b) 材質は、プラスチックとする。 c) 容器の厚さは、2 mm以上とする。 d) 蓋は、工具などを必要とせず、人力で開閉可能なものとする。
	プラスチック段ボール容器	a) 材質は、ポリプロピレン製プラスチックとする。 b) 長さ340 mm×幅260 mm×高さ300 mmを標準とする。 c) 容器の厚さは、5 mm以上とする。 d) 色は、グレーとする。

4.2 外装の表示

外装の表示は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1の4.2.3による。

a) 物品管理区分標識は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1の図2bによる。

b) 表示項目は、次による。

- 1) 物品管理区分標識
- 2) 物品番号
- 3) 品名
- 4) 質量
- 5) ロット番号

- 6) 製造年月
- 7) 製造者名
- 8) 取扱上の注意事項（ラベル等に印字し，天板などに貼り付けるものとする。）
- c) 調達要領指定書で指定する場合を除き，“船舶による危険物の運送基準等を定める告示”に基づき定めた国連番号及び正標札を表示するものとする。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は，社内検査成績書1部を契約担当官等に提出するものとする。

5.2 危険物容器検査

契約の相手方は，“UNマーク”を取得した除染剤について，“危険物船舶運送及び貯蔵規則”に示す危険物容器検査証（日本語版及び英語版）を陸上自衛隊補給統制本部長（化学部長気付）に各1部提出するものとする。

5.3 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関して疑義を生じた場合は，契約担当官等の指示を受けるものとする。